

三重県過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

三 重 県

《 目 次 》

はじめに	1
1 基本的な事項	2
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	7
3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興および観光の開発	10
4 デジタル社会の推進	17
5 交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保	19
6 生活環境の整備	22
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上および増進	25
8 医療の確保	29
9 教育の振興	31
10 集落の整備	34
11 地域文化の振興等	36
12 再生可能エネルギーの利用の推進	37
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	38
コラム	40

<はじめに>

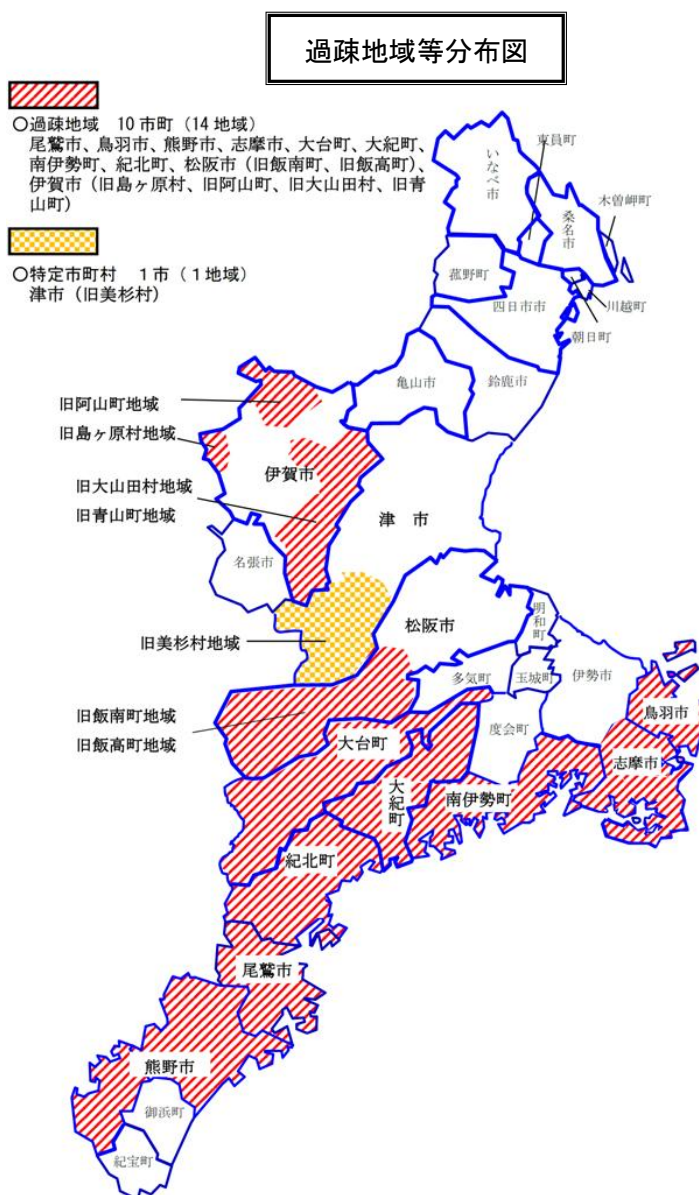
三重県では、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という。）に基づき、「三重県過疎地域持続的発展方針（令和8年度～令和12年度）」（以下「過疎方針」という。）を策定しました。

この「三重県過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）」（以下「本計画」という。）は、過疎方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、県が過疎地域の市町（全部過疎市町と一部過疎を有する市町、特定市町村を指す。）に協力して講じようとする措置の計画として定めるものです。計画期間および対象地域は次のとおりです。

計画期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

対象地域：津市の一部（旧美杉村）、松阪市の一部（旧飯南町・旧飯高町）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市の一部（旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町）、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町

※津市（旧美杉村）は、過疎法の経過措置が適用される令和9年3月31日までが対象



1 基本的な事項

(1) 過疎地域持続的発展の基本的方針

過疎方針において、過疎地域の課題と新たな潮流をふまえ、過疎地域における持続可能な地域社会の形成および地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう、基本的方針を次のとおり定めています。

なお、計画の推進にあたっては、地域ごとの実情に留意し、県民一人ひとりが元気に、かつ安全・安心に暮らすことができるよう、施策を展開していきます。

○ 過疎法制定の理念

国全体が人口減少社会を迎え、都市部においても、今後、人口減少と高齢化が進むことが見込まれていることから、過疎地域、都市部ともに持続可能性の向上が課題となっています。

令和3年4月1日に施行された過疎法においては、条件不利性の克服というこれまでの過疎対策の基本的な考え方は維持しつつも、地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成および地域資源等を生かした地域活力の向上が実現するよう取り組むことが理念とされています。

また、過疎地域の豊かで多様な価値観・文化、地域のつながり、地域経済循環、都市部との共生といった価値・役割は、SDGs で示されている、持続可能性、多様性、包摂性、多様な関係者の参画、社会・経済・環境の統合性を重視する考え方との親和性が極めて高く、過疎地域の持つ潜在的な価値・役割を高めていくという視点も法の理念に反映されています。

○ 過疎地域の価値・役割と新しい技術、新しい考え方の反映

過疎地域は、食料・水・エネルギーの生産・供給にとどまらず、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、県民の生活に豊かさや潤いを与え、県土の多様性を支えているとともに、脱炭素社会の実現に向けても大きな役割を担っています。

また、過疎地域は、自動運転サービスや「空の移動革命」などDXの推進に向けた先端技術活用の実証の場としての役割も担っています。

これら過疎地域が有する、都市部にはない自然環境、景観、生活文化、ライフスタイル等の価値・役割は、SDGs で示されている持続可能性や多様性等の考え方と親和性が高く、過疎地域の持続的発展は、SDGs 実現のロールモデルにもなり得ます。

このことから、過疎地域の特性を生かした教育の展開や新しい人の流れと地域とのつながりの創出、地域社会の担い手となる人材の育成、仕事づくりの新たな展開などに加え、これまで過疎地域にとって不利とされてきた時間や距離の制約を取り払う DX を積極的に推進するとともに、「誰一人取り残さない」ことを理念とする SDGs の考え方を取り入れることで、過疎地域の持続可能な発展に向けた取組を進めていきます。

○ コロナ禍による価値観の変化

コロナ禍により、人やモノの移動が制限された一方で、これまで進まなかったテレワークやオンライン教育が普及し、ワーケーションや二地域居住等の新しい働き方や暮らしが注目されるなど、人びとのライフスタイルや価値観等が大きく変化しました。

また、空間のゆとりと可能性を持つ過疎地域は、高密度や集積のリスクを避けつつ、都市部と連携しながら、豊かな暮らしの中でさまざまな付加価値を生み続けられる場として注目されており、このような環境の変化を過疎地域発展の好機(チャンス)ととらえ、過疎対策に取り組んでいくことと

します。

(2) 県の責務

県は、過疎地域の人材の確保・育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正など過疎地域の持続的発展のための対策について、広域的な見地からの施策を実施するものとします。

また、県内の過疎地域の市町は、行政・財政の規模が小さく、職員数が限られているという課題があることから、市町相互間の連絡調整、人的・技術的援助その他必要な援助を行うとともに、過疎地域に共通する課題の解決に向けて、市町間の広域連携を促進します。

県境を越えて取り組むべき共通の課題や広域的な課題については、他府県との連絡調整を行うなど、過疎地域の市町と他府県の自治体が連携した取組を支援します。

(3) 過疎地域の持続的発展に関する目標

【指標】 令和12年における過疎地域の人口

【目標値】 ※「三重県人口ビジョン」における「三重県の将来展望」をもとに設定します。

【目標値設定の考え方】

「三重県人口ビジョン」では県全体の人口の将来展望を推計しているため、過疎地域の将来人口は次のとおり算出します。

国勢調査における過疎地域の増減率は、県全体の増減率と比較すると、平成22年は△7.0ポイント、平成27年は△7.8ポイント、令和2年は△7.2ポイントと低く推移しています。この傾向をふまえ、令和12年における過疎地域の増減率は、県全体の増減率と過去3回の増減率の差の平均値を用いて算出し、令和12年の過疎地域の人口（目標値）を設定します。

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年
県全体	人口	1,854,724	1,815,865	1,770,254	実績値(※1)	推計値(※3)
	増減率 ①	△0.7%	△2.1%	△2.5%	実績値(※1)により算出	推計値(※3)により算出
過疎地域	人口	210,283	189,429	170,998	実績値(※1)	平均値(※2)および推計値(※3)により算出【目標値】
	増減率 ②	△7.7%	△9.9%	△9.7%	実績値(※1)により算出	平均値(※2)および推計値(※3)により算出
増減率の差 ②-①		△7.0	△7.8	△7.2	実績値(※1)により算出	平均値(※2)

増減率の差の平均値(※2)

※1…令和7年国勢調査結果

※2…平成27年、令和2年、令和7年の増減率の差の平均値

※3…「三重県人口ビジョン」における「三重県の将来展望」での三重県の総人口

【参考:表①】

「三重県人口ビジョン」(案) (「令和7年度第2回三重県人口減少対策有識者会議」令和8年2月開催)における「三重県の将来展望」および「令和7年国勢調査人口速報集計」による仮算出

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年
県全体	人口	1,854,724	1,815,865	1,770,254	1,694,896	1,637,582
	増減率 ①	△0.7%	△2.1%	△2.5%	△4.3%	△3.4%
過疎地域	人口	210,283	189,429	170,998	151,162	134,837 【目標値(仮)】
	増減率 ②	△7.7%	△9.9%	△9.7%	△11.6%	△10.8%
増減率の差 ②-①		△7.0	△7.8	△7.2	△7.3(※1)	△7.4(※2)

増減率の差の平均値△7.3 (※1)

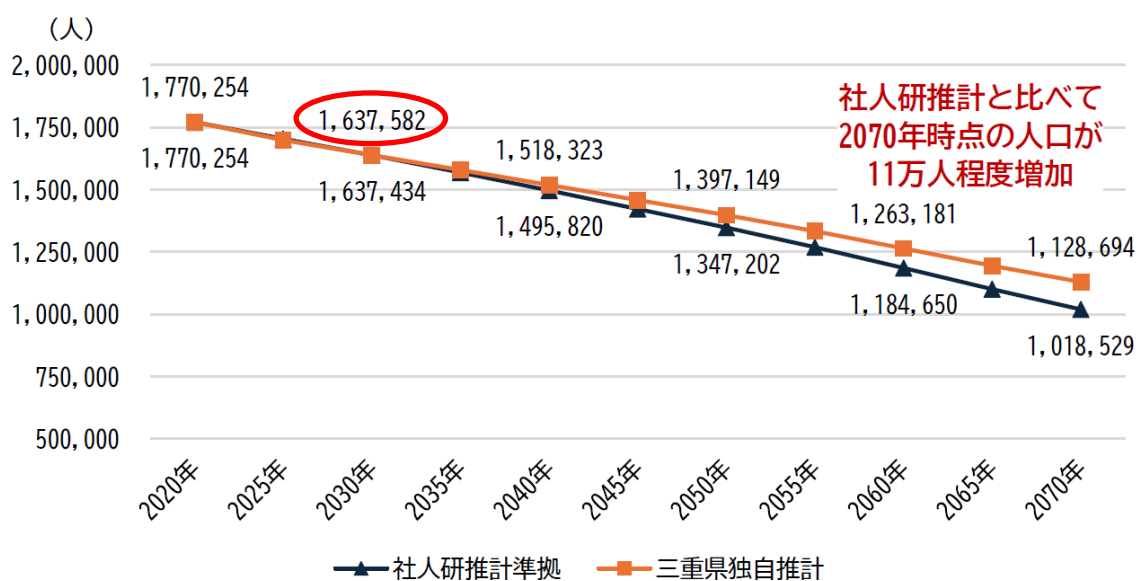
増減率の差の平均値△7.4 (※2)

【参考:表②】

「三重県人口ビジョン」(案) (「令和7年度第2回三重県人口減少対策有識者会議」令和8年2月開催)における「三重県の将来展望」

県民の結婚・出産の希望が叶い、若者の県内就職やUIJターンの促進、ジェンダーギャップの解消により、若者・女性に選ばれる地域づくりが達成された場合(想定のとおり施策の効果が発現した場合)、2070年の三重県の総人口は、112万8,694人と推計されました。現在の人口動態の傾向が継続した場合と比較して、総人口は、11万人程度多くなる見通しです。

図表 3-11 三重県の総人口の推移(三重県独自推計)



※「社人研推計準拠」に関しては、社人研「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」をもとに三重県が推計。「三重県独自推計」に関しては、合計特殊出生率や移動率の仮定値を設定し、三重県独自に推計

(4) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、県総合計画等の指標の評価・検証を参考とするとともに、過疎地域の人口統計および過疎対策事業実績調査等により行うものとします。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住の促進

事業名	事業内容
移住促進事業	<p>県外の若者と地域づくりに取り組む人びととの交流を促進するほか、移住者や地域の方と一緒に地域づくりに取り組む人の育成により、受入態勢を充実します。</p> <p>また、「首都圏・関西圏・中京圏」での情報発信の充実や、移住希望者のニーズや特性に応じたモデルによるプロモーションなどに取り組みます。</p> <p>あわせて相談員による対応に加え、AIを活用した移住相談システムを導入して、幅広い層への相談対応を行うとともに、全国フェアへの出展や他県と連携した移住プロモーション、ホームページ等での情報発信を行い、移住促進の取組をさらに進めます。</p>
移住者を受け入れる態勢の充実支援事業	<p>県と市町の連携を深め、移住希望者のニーズや移住促進に向けた課題や効果的な手法等について情報共有する担当者会議や研修会を実施します。また、東京23区の在住者または東京圏在住で23区への通勤者で、三重県に移住・就職した人等を対象に、市町と連携して移住支援金を支給します。</p>

(2) 地域間交流の促進

事業名	事業内容
ワーケーション推進事業	<p>ワーケーションの利用を促進するため、ワーケーション受入れ施設およびモデルプランを情報発信します。</p>
移住者を受け入れる態勢の充実支援事業	<p>多様な働き方や暮らし方を可能とする二地域居住の取組を進めることにより、将来的な移住・定住の促進を視野に入れながら、都市部からの人の流れの創出・拡大をめざします。</p>
多様な人材が集う「賑わい」の維持・創出事業	<p>第一次産業等の体験により、地域の魅力や課題を知る機会を提供し、関係人口の創出につなげます。また、地域で活躍する人々が取組発表や意見交換を行う連続講座を開催し、地域や世代の垣根を超えたネットワークを形成します。</p>
南部地域の関係人口コーディネート事業	<p>南部地域における地域内人材の広域連携を強化するための情報収集や関係性構築に取り組むとともに、都市部の関係人口への情報発信や関わりたい取組などの情報収集を行うコーディネーター（関係案内人）を配置します。</p>

(3) 多様な人材の確保・育成

事業名	事業内容
三重の農業若き匠の里プロジェクト総合対策事業	<p>若き農業ビジネス人材を呼び込み、育成するため、県農業大学校に「みえ農業版MBA養成塾」を設置し、農業法人等における「雇用型インターンシップ」や食品産業事業者等と連携した「フードマネジメント講座」等の魅力ある人材育成体制を整備するとともに、求める資質を持つ入塾者の確保を行います。</p> <p>(1) 「みえ農業版MBA養成塾」設置運営事業 (2) 若き農業ビジネス人材発掘事業</p>
みえ森林・林業アカデミー運営事業	<p>「みえ森林・林業アカデミー」において、次代を担う人材育成を目的に、主に既就業者を対象とした基本コースや、今後の森林整備の推進に重要な役割を果たす市町職員向けの講座などを実施します。また、高校生等の就業希望者を対象とした林業現場の体験のほか、専門的、実践的な知識、技術向上を集中的に行う選択講座の運営を行います。</p>
林業担い手総合対策事業	<p>県内外において、林業への就業希望者に対する就業相談対応や林業体験研修等を実施することで、林業事業者の確保を進めます。</p>
林業の多様な労働力確保対策事業	<p>林業における多様な労働力を確保するため、外国人材の活用促進に向けた事業者向けセミナーの開催や、異業種との連携に向けた資機材の支援等による受入体制の整備のほか、林業と福祉をつなぐコーディネーターを確保・育成するとともに、コーディネーターの活動を支援し、林業事業者等と社会福祉施設のマッチング等に取り組みます。</p>
漁業の担い手確保事業	<p>漁業への円滑な着業・定着に向け、オンライン漁師育成機関を運営するとともに、若手・中堅漁業者を対象に、それぞれの課題に応じた専門家派遣による個別伴走支援を実施します。</p>
食の高度人材育成交流事業	<p>県内食関連企業による出前授業や食の業界について知る交流会等、若い世代が「食」に触れる機会を創出することで、「みえの食」の素晴らしさや魅力を伝えるとともに、食関連産業の将来を担う人材の確保・育成を図ります。また、地域やジャンルを超えた料理人交流を行うことで、新たな気づきを誘発し、「食」を核とした地域の魅力づくりを進めます。</p>
地域おこし協力隊サポート事業	<p>都市地域から過疎地域等の条件不利地域へ移り住み、一定期間、地域協力活動を行う地域おこし協力隊の将来的な定住・定着の促進に向けて、隊員や隊員受入市町への研修等の開催によるサポートを展開します。</p>

特定地域づくり支援事業	多様な働き方の促進や地域の担い手の確保に向けて、特定地域づくり事業協同組合制度の活用に係る助言や支援を行います。
-------------	--

(4) 若者や女性の県内定着の促進

事業名	事業内容
地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業	若者の県内定着および県内産業の振興を図るため、県内での居住かつ就業等を条件として、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。
郷土を題材とした学習活動推進事業	郷土について誇りと愛着を感じ、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、小中学生が学校や地域の課題について地域を学びの場とし、調査活動等、他者と協働しながら解決策を考え、提案する学習活動を支援するとともに、その成果を発表する実践発表会を実施します。
人口減少対策事業	本県が特に課題と捉えている経済分野におけるジェンダーギャップの視点で課題を可視化して、改善につなげていくとともに、「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」に掲げる「めざす姿」の実現に向けて、県内企業や高等教育機関、行政、県民などさまざまな主体と連携し、オール三重で取り組みます。
ジェンダーギャップ解消!!HAPPY☆CYCLEプロジェクト事業	ジェンダーギャップの解消に向けて、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」の社会・職場環境づくりに向けて、企業トップ・リーダー等の意識啓発、働く女性のキャリアデザイン支援など、効果的な意識啓発・情報発信を実施します。
働き方改革総合推進事業	県内企業等における働き方改革、ワーク・ライフ・バランス向上の取組を拡大させるため、働き方改革に取り組む企業を「みえの働き方改革推進企業」として登録し、特に優れた取組を表彰するとともに、その取組を横展開します。あわせて、若者等をはじめとした求職者に向けての情報発信も行います。
若者・子育て世代の県内就労総合対策事業	働き方改革に課題を抱える県内企業等に対して、専門家派遣等の個別支援を行います。

3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興および観光の開発

(1) 農林水産業の振興

事業名	事業内容
<p>① 農業の振興</p> <p>三重の農業若き匠の里プロジェクト総合対策事業【再掲】</p>	<p>若き農業ビジネス人材を呼び込み、育成するため、県農業大学校に「みえ農業版MBA養成塾」を設置し、農業法人等における「雇用型インターンシップ」や食品産業事業者等と連携した「フードマネジメント講座」等の魅力ある人材育成体制を整備するとともに、求める資質を持つ入塾者の確保を行います。</p> <p>(1) 「みえ農業版MBA養成塾」設置運営事業</p> <p>(2) 若き農業ビジネス人材発掘事業</p>
<p>戦略的ブランド化推進事業</p>	<p>特に優れた県産品とその事業者を三重ブランドとして認定し情報発信することや、自らの商品のブランド化をめざす事業者を支援することで、県産農林水産物のブランド力向上や県のイメージアップを図ります。</p>
<p>みえフードイノベーション総合推進事業</p>	<p>農林水産資源を活用して、生産者や食品産業事業者等、多様な主体の知恵や技術を結集し融合することにより、新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みづくりを推進します。</p>
<p>国補公共事業（県営中山間地域総合整備事業）</p>	<p>自然的、社会的、経済的諸条件に恵まれない中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、地域の特性に応じた生産および生活環境の基盤を総合的に整備し、地域の立地条件に適応した活力ある農業の確立と快適で住みよい農村づくりを行います。</p>
<p>中山間地域等直接支払事業</p>	<p>耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産活動等の維持を図りつつ多面的機能を確保する観点から、平坦地域との生産条件の不利性を補正する支援を行います。</p>
<p>地域資源活用型ビジネス展開事業</p>	<p>地域の豊かな資源を活用して魅力ある産品やサービスを提供する「地域資源活用ビジネス」に取り組むことができる人材の育成や、地域内の農林漁業体験や宿泊などの取組を発掘、連携させ、地域の特徴を生かした新たな農山漁村ビジネスを創出することができる組織づくり、情報発信による支援などを行い、地域の雇用の場や所得機会を確保し、農山漁村地域への交流人口拡大をめざします。</p>
<p>多面的機能支払事業</p>	<p>農業・農村が有する、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能の発揮に向け、地域資源（農地、農業用水路、農道等）の維持保全活動、生態系の保全活動、景観形成活動、農業用施設等の長寿命化のた</p>

<p>獣害につよい地域づくり推進事業</p>	<p>めの補修活動に取り組む地域の共同活動を支援します。</p> <p>集落ぐるみの被害防止対策や有害鳥獣捕獲の取組を推進するため、鳥獣被害防止施設の整備や捕獲活動等を支援し、被害の軽減を図ります。</p>
<p>獣害対策推進体制強化事業</p>	<p>集落ぐるみによる獣害対策を推進するための体制づくりや、地域において獣害対策を先導する人材の育成を行うとともに、効果的に被害対策を行うための新技術の開発・実証や捕獲力強化を行います。</p>
<p>② 林業の振興 「もっと県産材を使う」推進事業</p>	<p>県産材の利用を増やし、森林資源の循環利用を実現するため、合法性が証明され、一定の規格基準を満たす製材品である「三重の木」認証材をはじめとする県産材の情報発信・販路開拓等に取り組むとともに、木造非住宅建築物の設計や木材調達を支援するなど県産材の利用拡大を図ります。</p>
<p>(国補公共事業)造林事業</p>	<p>森林の有する多面的機能の維持・増進や持続的林業生産活動等の推進を図るため、植栽、下刈、間伐、枝打ちなどの森林整備や、獣害防護柵、森林作業道の整備等を支援します。</p>
<p>(県単公共事業)県単造林事業</p>	<p>森林の有する多面的機能の維持・増進や持続的林業生産活動等の推進を図るため、国庫補助事業を補完し、植栽、下刈、間伐、枝打ちなどの森林整備や、獣害防護柵、森林作業道の整備等を支援します。</p>
<p>森林経営管理体制支援事業</p>	<p>市町における森林経営管理制度の取組や森林環境譲与税等を活用した森林整備がこれまで以上に進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」を通じた市町の業務推進への支援や、成長が早く花粉の少ないスギ・ヒノキの種子の生産体制の強化等に取り組みます。</p>
<p>③ 水産業の振興 「シン層飼育」による持続可能な魚類養殖の実証事業</p>	<p>海洋環境の変化に伴い増加する魚病被害の軽減や生産コストの削減、新たな漁場開拓が期待される「シン層飼育」(深い水深層、新しい水深層での飼育)の県内での普及に向け、県内モデル地区において浮沈式いけすを導入し、飼育試験に取り組み、「シン層飼育」の効果を実証します。</p>
<p>遺伝情報を活用した育種による養殖の成長産業化事業</p>	<p>近年急速に進む高水温化等により生産量の減少が問題となっている真珠、青さのりおよびマハタ養殖において成長産業化を実現するため、遺伝情報を活用した育種に取り組みます。</p>

<p>漁業の担い手確保事業 【再掲】</p>	<p>漁業への円滑な着業・定着に向け、オンライン漁師育成機関を運営するとともに、若手・中堅漁業者を対象に、それぞれの課題に応じた専門家派遣による個別伴走支援を実施します。</p>
<p>国補公共事業（県営水産物供給基盤機能保全事業、県営漁港施設機能強化事業、県営水産生産基盤整備事業）</p>	<p>漁港施設の耐震・耐津波対策や、老朽化が進む漁港施設の長寿命化のための機能保全計画に基づく計画的な機能保全を行います。</p>
<p>内水面水産資源の回復促進事業</p>	<p>漁業者のみならず、広く一般に水産動物の採捕の機会やレクリエーションの場となっている内水面域において、遊漁者の増加を図るとともに、大きな被害が続いているカワウによるアユ等の県内内水面水産資源の食害防止対策を強化し、内水面水産資源の早期回復、漁場環境の再生を図ります。</p>

（２）商工業の振興

事業名	事業内容
<p>① 地域資源活用による新事業の創出 中小企業特定支援等委託事業</p>	<p>製品の高付加価値化や、販路拡大、業務プロセス改善等による生産性向上など中小企業・小規模企業が直面する課題を乗り越えるため、企業調査やマッチング支援など企業ニーズに応じた支援を行います。</p>
<p>中小企業支援センター等事業費補助金</p>	<p>中小企業の製品やサービスの高付加価値化や経営資源を強化し、経営革新等の取組の促進や新事業創出を支援するため、中小企業の多様なニーズや課題に対応して、施策情報、診断・助言、取引あっせん等の支援策を企業の実態やニーズをふまえて行うワンストップサービス型の支援を行います。</p>
<p>伝統産業・地場産業の新たな市場開拓促進事業</p>	<p>伝統産業・地場産業の魅力を最大限活かしつつ、現代のライフスタイルや消費者ニーズに合った新たな価値を創出するため、商品開発や販路開拓の支援に取り組むとともに、県内の優れた商品の魅力を発信します。</p>
<p>② 商業機能等地域課題への取組 生産性向上・業態転換支援補助金</p>	<p>中小企業・小規模企業の実業性向上を促進し、賃上げにつなげるため、エネルギー価格高騰等や人手不足の影響を緩和するための施設・設備の省エネルギー化・効率化や自己消費型再生エネルギー機器の導入</p>

	などの経営向上の取組を支援します。
--	-------------------

(3) 企業立地の促進

事業名	事業内容
県内投資促進事業	<p>地域経済の活性化や雇用機会の創出を図るため、マイレージ制度を取り入れた企業投資促進制度を活用し、成長産業、スマート工場化、マザー工場化、研究開発施設、外資系企業の拠点などに関する県内投資や、情報サービス業やデータセンターなどの投資を支援します。</p> <p>また、投資環境の条件が不利な県南部地域においては、地域資源を活用した産業への投資を支援します。さらに、県内中堅・中小企業のものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備に係る投資を支援します。</p>

(4) 情報通信産業の振興

事業名	事業内容
DX推進事業	<p>AIの活用などによる県内企業等のDXを促進するため、人材育成や伴走支援を実施するとともに、「みえDX推進ラボ」を中心とした産学官の連携により、DXやAIを活用するプロジェクトの創出や支援を行い、地域課題の解決に取り組みます。</p>
県内投資促進事業【再掲】	<p>地域経済の活性化や雇用機会の創出を図るため、マイレージ制度を取り入れた企業投資促進制度を活用し、成長産業、スマート工場化、マザー工場化、研究開発施設、外資系企業の拠点などに関する県内投資や、情報サービス業やデータセンターなどの投資を支援します。</p> <p>また、投資環境の条件が不利な県南部地域においては、地域資源を活用した産業への投資を支援します。さらに、県内中堅・中小企業のものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備に係る投資を支援します。</p>

(5) 中小企業の育成および起業の促進

事業名	事業内容
みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会事業	<p>地域の実情に応じた中小企業・小規模企業振興を具体的かつ計画的に推進するため、県内5地域に設置した「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」において、中小企業・小規模企業の振興や中小企業・小規模企業が抱える課題の把握および解決策の検討等を行います。</p>
事業承継支援総合対策事業	<p>中小企業・小規模企業の後継者難による廃業を食い止めるため、関係機関によるネットワーク構築、事業承継を予定している事業者への資金繰り支援を行います。</p>

(6) 観光振興

事業名	事業内容
滞在型観光推進事業	旅行者の滞在・周遊性を高めるため、歴史・文化、食、自然（癒し）等の三重ならではの観光資源を生かし、広域のブランディングやストーリー性のある周遊ルートの造成に取り組むとともに、ガストロノミーツーリズムを推進します。
観光産業支援事業	観光産業が抱える生産性の低さや人材不足等の課題解決に向け、セミナーやコンサルティング等の実施により、観光事業者の生産性向上や人材確保・育成・定着を支援するほか、県内観光産業の魅力を広く情報発信し、観光産業の持続性を高めます。
大都市圏プロモーション事業	三重県が観光地として選ばれ、観光入込客数および観光消費額の増加につなげていくため、三重県の強みを生かした首都圏等大都市圏へのプロモーション等、県内誘客・周遊促進に向けた取組を実施します。
高付加価値旅行者層誘致促進事業	海外からの高付加価値旅行者を誘致するため、レップ（営業代理人）によるプロモーションや商談会参加による旅行会社へのセールスを行うとともに、福利厚生旅行等の誘致に向けて観光セミナーや旅行会社の招請を実施します。また、奈良県、和歌山県等と連携し、紀伊半島として広域での高付加価値旅行者の誘致に取り組みます。
観光客受入環境整備事業	国内外の旅行者が快適に滞在できる環境を整えるため、バリアフリー観光の推進や観光ガイドの育成、宿泊施設の誘致など受入れ環境の充実に取り組みます。
農山漁村インバウンド受入加速化事業	農山漁村地域における、訪日個人旅行者に満足度の高い体験プログラム等の開発を行い、農山漁村地域の強みを生かした観光コンテンツを増やすことで、訪日個人旅行者の三重県における滞在価値の向上と周遊促進を図り、農山漁村地域における持続的な収益の確保、地域の雇用創出につなげます。
自然公園利用促進事業	県内の優れた自然の風景地を県民の資産として継承するため、自然公園施設等の適正な維持管理を行うとともに、自然公園施設等を活用して森林教育や自然公園内における地域資源の保全・活用に取り組みます。
農泊の推進・レベルアップ事業	農泊（農山漁村滞在型旅行）の持つストレス軽減や幸福度向上などの癒し効果を活用し、企業の福利厚生や研修の場としての利用を図ることや情報発信に取り組むことで、農山漁村地域への誘客促進や農山漁

<p>Easy Access to 東紀州!プロジェクト推進事業</p>	<p>村地域における所得拡大と雇用の確保につなげます。</p> <p>熊野古道への来訪時における二次交通の利便性向上、外国人旅行者を含む誘客促進、東紀州地域の資源を生かした体験型コンテンツの磨き上げ等に取り組みます。</p>
<p>熊野古道活用促進事業</p>	<p>熊野古道伊勢路の案内標識の整備等を行う市町に対する支援や、次世代を担う子どもたちを対象とした保全体験・学習機会の提供、保全活動のための新たな財源確保策の検討を行います。また、クマの出没に対し注意喚起を図るなど安全対策に取り組みつつ、熊野古道伊勢路へのさらなる誘客に向けて、効果的な情報発信やプロモーション等を実施します。</p>

(7) 雇用機会の拡充

事業名	事業内容
<p>U・Iターン就職支援事業、若者の地域還流・定着促進支援事業</p>	<p>U・Iターン就職を促進するため、就職支援協定締結大学と連携しながら、県内の企業情報やインターンシップ情報の発信等に取り組むとともに、若者に選ばれる企業づくりを支援するため、県内企業に対してインターンシッププログラムの作成支援や採用力強化セミナーを開催します。また、インターンシップに参加した若者等が作成するコンテンツをSNSに投稿し、県内企業の情報等を発信します。</p>
<p>おしごと広場みえ運営事業</p>	<p>若年求職者、大学生等の安定した就労や職場定着を図るため、三重労働局等と連携し、「おしごと広場みえ」を拠点として、オンラインを活用しながら就職相談や各種セミナー等を実施するなど総合的な就労支援サービスを提供します。</p>
<p>民間職業訓練支援事業</p>	<p>中小企業事業主団体等が設置する職業能力開発施設において実施される従業員等に対する職業訓練について、その経費の一部を助成します。</p>
<p>ジェンダーギャップ解消!!HAPPY☆CYCLEプロジェクト事業【再掲】</p>	<p>ジェンダーギャップの解消に向けて、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」の社会・職場環境づくりに向けて、企業トップ・リーダー等の意識啓発、働く女性のキャリアデザイン支援など、効果的な意識啓発・情報発信を実施します。</p>
<p>働き方改革総合推進事業【再掲】</p>	<p>県内企業等における働き方改革、ワーク・ライフ・バランス向上の取組を拡大させるため、働き方改革に取り組む企業を「みえの働き方改革推進企業」として登録し、特に優れた取組を表彰するとともに、その取組を</p>

<p>若者・子育て世代の県内就労総合対策事業</p>	<p>横展開します。あわせて、若者等をはじめとした求職者に向けての情報発信も行います。</p> <p>県内外の若者等の県内企業への就労促進を図り、県内定着につなげるため、地域の関係機関等が一体となり、若者・子育て世代にとって魅力のある働く場づくりや非正規社員の正社員への転換促進などに取り組みます。</p>
<p>障がい者雇用ステップアップ推進事業</p>	<p>県内企業の障がい者雇用を促進するため、優良事例の普及・啓発、支援制度の周知、職場定着の推進に向けた企業の人材育成などの取組を進めます。また、障がい者と共に働く飲食店および企業に関する理解の促進や、障がい者雇用に関する企業間ネットワークの支援などに取り組みます。</p>
<p>就職氷河期世代等活躍応援事業</p>	<p>就職氷河期世代を中心とした中高年世代の安定した就労につなげるため、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く人や長期無業状態にある人を対象に、関係機関と連携しながら、相談から就職に至るまでの切れ目のない支援を実施するとともに、就労体験や訓練の受け入れ先となる企業等の開拓に取り組みます。</p>
<p>シルバー人材センター促進事業</p>	<p>高齢者に対して、多様な就業機会を提供するシルバー人材センターの育成強化を通じて、高齢者の就業機会の確保と生きがいの充実を図ります。</p>

4 デジタル社会の推進

(1) 社会全体のDXの推進

事業名	事業内容
みえDXセンター関連事業	デジタルの得意・不得意にかかわらず、それぞれが自分事としてDXを捉え、行動に移してもらえよう、DXを牽引する専門家や企業と連携した「みえDXセンター」の取組を通して、県民の皆さんや事業者、市町・県各一部局がDXに取り組む「第一歩」を踏み出すことを応援し、社会におけるDXの推進を図ります。
DX推進事業【再掲】	AIの活用などによる県内企業等のDXを促進するため、人材育成や伴走支援を実施するとともに、「みえDX推進ラボ」を中心とした産学官の連携により、DXやAIを活用するプロジェクトの創出や支援を行い、地域課題の解決に取り組めます。
スタートアップ支援事業	三重発スタートアップ（創業・第二創業）の創出・成長をめざし、成長段階に応じた支援に取り組むとともに、スタートアップの活動拠点となるインキュベーション施設の整備支援に取り組めます。また、県外スタートアップを誘引するため、都市部の事業共創施設との連携や実証フィールドの活用を通じて、スタートアップが開発した新製品やサービス等を社会実装する取組を促進します。
空の移動革命促進事業	将来の空飛ぶクルマの商用運航を見据え、県内でビジネス展開をめざす事業者間の連携を促進させ、具体的な検討が進むよう民間主導による取組を後押しします。また、空の移動革命を促進するため、地域における機運醸成や県民への理解度向上を目的とした展示会等の取組を行います。
地域における移動手段の確保に向けた総合対策事業	<p>地域における高齢者や若者等の移動手段の確保を図るため、市町の効果的な交通施策立案に向けた伴走型支援を行うとともに、地域の実情に応じて市町が交通空白地等で実施するデマンド交通や公共ライドシェア等の新たな移動サービスの導入を調査から実証、定着まで切れ目なく支援します。</p> <p>運転士不足への対応や新技術を活用した移動サービスの導入のため、自動運転レベル4の運行を見据えた公道での実証運行など、市町が実施する自動運転の取組を支援します。</p>
へき地におけるオンライン診療等体制整備事業	へき地におけるオンライン診療やICTを活用した診療支援の仕組みの導入を進める市町等を支援します。

<p>GIGAスクール構想支援体制整備事業 公立学校情報機器整備基金</p>	<p>各県立学校において、情報教育を一層充実させるとともに、情報機器を活用した学びの質の維持・向上を図ることにより、新しい時代に必要とされる生徒の資質・能力の伸長を図り、社会の変化に対応できる人づくりを推進します。</p> <p>高校生が希望する進路を実現できるよう、地域にある唯一の高校や小規模校等を対象に、ICTを活用して多様で専門性の高い教科・科目の授業を遠隔で配信していく予定です。令和7年度から令和8年度にかけては、県総合教育センター内への遠隔授業配信センターの整備や先進自治体の取組についての調査・研究および県立学校へのテスト配信等の準備を進め、令和9年度からは本格的に遠隔授業の配信に取り組みます。</p> <p>また公立小中学校においても、1人1台端末、電子黒板等の大型提示装置や無線LAN環境の整備等、ICT環境整備に関する市町の取組を支援します。さらに、1人1台端末等を用いた効果的な指導方法の充実を図るため、先進校視察やICT活用研修を実施することで、学校におけるICTの効果的な活用を進め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた、主体的・対話的で深い学びの実現をめざします。</p>
--	--

(2) デジタル社会のインフラの整備

事業名	事業内容
5Gエリア拡大に向けた取組	<p>県ホームページ上に公開している県が保有する資産（土地、建物など）情報を更新し、携帯電話事業者が5G基地局を開設しやすくなるよう推進します。</p>
不通話地域の解消に向けた取組	<p>市町と連携し、携帯電話事業者に対して独自整備の要望活動を行い、不通話地域の解消を推進します。</p>
防災行政無線施設共用の取組	<p>県の防災行政無線で使用する中継所建屋や鉄塔等の施設を市町の防災行政無線や消防救急無線と共用することで、市町の整備コストの低減を図ることができることから、これらの無線に対して、整備の際の施設共用などの協力を行います。</p>

5 交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保

(1) 高規格道路および直轄国道の整備

事業名	事業内容
直轄道路事業負担金	平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流を確保・活性化するため主要な都市間交通はもとより、空港・港湾等の拠点へアクセスする交通を支えるなど、総合交通体系の基盤として、国が高規格道路および直轄国道において整備を進める道路事業について、道路法等の規定に従い、費用の一部を負担します。

(2) 県管理道路および市町道の整備

事業名	事業内容
国補道路改築	主要な都市や重要な港湾等と連絡し、経済活動や地域間の連携交流を支える規格の高い幹線道路として、高規格道路の整備を行います。また、完成年度が公表されている高規格道路ICへの一次アクセス道路について整備を進めます。
道路整備交付金事業 (社会資本)	道路に対するさまざまな地域課題に対応するため、計画的に未改良区間の改良や混雑区間の解消を行うなど、総合的な道路ネットワークの整備を進めます。
道路整備交付金事業 (広域連携)	世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を核とした広域的な交流の促進と地域の活性化を図るため、広域的な道路ネットワークを整備します。
道路整備交付金事業 (防災・安全交付金)	地域住民の命と暮らしを守るため、計画的に未改良区間の改良、通学路の交通安全対策、橋梁の耐震対策を進めます。
道路維持交付金事業	歩行者をはじめ道路利用者が安全に安心して道路を利用できるよう、歩道整備や交差点改良、視距改良等の整備を実施します。
国補地区内連携交通安全対策事業 (道路整備)	一定の地区内の交通安全に関する課題に対して、関係機関と連携し、交通安全対策を進めます。
踏切道改良計画事業 (道路整備)	踏切道における交通事故の防止および交通の円滑化のため、鉄道事業者と連携し、対策を進めます。
県単道路改築	道路に対するさまざまな地域課題に対応するため、未改良区間の改良、混雑区間の解消、道路幅員狭小区間の対応、線形不良区間の対応を行うなど、効率的な道路のネットワークの整備を進めます。

地方道路整備（改築）事業	道路幅員狭小、線形不良など緊急に対応が必要な県管理道路の整備や橋梁の耐震対策を行うことにより、地域の実情に即した道路整備を実施するため、早期に事業効果が発現できる部分的な改良など柔軟な手法を取り入れた整備にも取り組みます。
県単道路交通安全対策（交通安全対策）	歩行者をはじめ道路利用者が安全に安心して道路を利用できるよう、歩道整備や交差点改良、視距改良等の整備を実施します。

○県管理道路および市町道の整備にあたっては、住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図り、過疎地域とその他の地域および過疎地域内の交通の機能の確保、地域間の交流・連携の促進および地域生活の利便性の向上、安全性の確保をめざします。

○市町道については、地域振興等のための基幹的な路線のうち緊急性等を勘案し代行制度の活用を検討を図ります。

（３）農道、林道、漁港関連道の整備

事業名	事業内容
（国補公共事業）命と暮らしを守る農道保全対策事業	災害時における緊急避難路および物資の輸送路を確保するため、基幹となる農道等について、老朽化した路面および法面の保全対策や安全対策を実施します。 1 広域農道（保全対策） 2 基幹農道（保全対策） 3 一般農道（保全対策）
（国補公共事業）林道事業	林産物の安定供給を推進するとともに、森林の適正な維持管理により公益的機能を高度に発揮させるため、基幹施設である林道の整備を実施します。また、災害時に市町道等の代替路となる林道の開設、改良を実施します。
（県単公共事業）県単林道事業	森林施業の集約化、流通の合理化、需要に応じた供給体制を構築するために林道等の基盤を整備し、森林の整備と間伐材の利用促進を図るとともに、災害に強い森林づくりを促進します。

（４）地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

事業名	事業内容
離島航路支援事業	離島住民の生活基盤の安定化と離島の自立的発展を促すため、離島航路事業者の実質欠損額に対して支援を行い、航路の維持・確保を図ります。
地域における移動手段の確保に向けた総合対策事業【一部再掲】	地域における高齢者や若者等の移動手段の確保を図るため、市町の効果的な交通施策立案に向けた伴走型支援を行うとともに、地域の実情に応じて市町が交通空白地等で実施するデマンド交通や公共ライドシ

<p>地方バス路線維持確保事業</p>	<p>エア等の新たな移動サービスの導入を調査から実証、定着まで切れ目なく支援します。</p> <p>運転士不足への対応や新技術を活用した移動サービスの導入のため、自動運転レベル4の運行を見据えた公道での実証運行など、市町が実施する自動運転の取組を支援します。</p> <p>また、運転士就職イベントへ交通事業者と共同出展するとともに、二種免許取得費用や誰もが働きやすい職場環境づくりへの支援など交通事業者の運転士確保の取組を支援します。</p> <p>地域間を結ぶ幹線バスの運行経費等に国と協調して補助するほか、利用者が減少して交通事業者単独では維持が困難となることが懸念されるバス路線について、さらなる利用促進へ向けて利便性向上に取り組むとともに、交通事業者、沿線市町、国と路線のあり方等について検討します。</p>
---------------------	---

6 生活環境の整備

(1) 住宅および水の確保

事業名	事業内容
水道事業等指導事業	県内の水道事業が将来にわたり持続可能な経営ができるよう、市町と連携して水道基盤強化の取組を行います。
空き家対策支援事業	地域の住環境に深刻な影響を及ぼしている危険な空き家（特定空家等）で所有者が不明なものを市町が行政代執行（略式）により除却する際や危険な空き家（特定空家等）を自主的に除却する方に対して市町が補助を行う際に、費用の一部を支援します。また、利活用が可能な空き家については、移住や定住のための住宅や地域活性化に資する施設として利活用するためのリフォーム工事に市町が補助を行う際に、費用の一部を支援することで、既存住宅ストックの活用を促進します。

(2) 生活排水および廃棄物の処理

事業名	事業内容
浄化槽設置促進事業補助金	下水道の終末処理施設と同等の処理能力を有する浄化槽について、設置者に補助を行う市町および浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対し助成を行い、生活排水処理施設の整備率の向上、水環境の保全を図ります。
「ごみゼロ社会」実現推進事業	市町の持続可能なごみ処理体制の確保のため、市町等と連携してごみ処理広域化・集約化の検討を進めるとともに、市町に対して、一般廃棄物処理施設の整備や維持管理にかかる国の交付金等の活用に向けた技術的支援や助言などに取り組めます。

(3) 消防力の強化

事業名	事業内容
消防行政指導事業	市町および三重県消防協会等と連携し、消防団員のスキルアップの支援や消防団のDXの推進といった、消防団員の確保や消防団の活性化のための取組を進め、消防団の充実強化に取り組めます。また、県内消防本部の相互応援や緊急消防援助隊との連携強化、消防の広域化および連携・協力の取組を支援するなど、消防体制の強化に取り組めます。
防災ヘリコプター運航管理	防災ヘリコプターを救急救助活動、災害応急活動等に活用し、本県の消防防災体制の強化を図ります。 また、航空機の効果的な運用ができるよう関係機関と連携していきます。

(4) 防災力の強化

事業名	事業内容
地域減災対策推進事業	<p>南海トラフ地震や頻発する風水害から県民の生命を守るため、津波避難施設の整備や、スフィア基準を踏まえた避難所の環境改善の取組、多様性に配慮した避難所運営など、住民の迅速な避難行動につながる市町の取組を支援します。</p> <p>また、孤立地域の発生を想定し、通信・連絡体制の整備や、必要な資機材等の備蓄などの対策に取り組む市町を支援します。</p>
地域防災力向上支援事業	<p>地域防災力の向上を図るため、地域防災の重要な担い手である自主防災組織の活動を支援します。また、市町による個別避難計画の策定や、被災者の自立・再建を支援する災害ケースマネジメントなど、要支援者への対応を進めます。</p>
国補道路メンテナンス事業(道路整備)	<p>災害発生時に災害対応を迅速かつ効果的に実施するため、橋梁修繕と合わせて、緊急輸送道路等の橋梁の耐震対策を進めます。</p>
国補道路メンテナンス事業(道路維持)	<p>道路の安全・安心な通行を確保するため、橋梁をはじめ道路施設の点検と、点検結果に基づく道路施設の修繕を実施します。</p>
道路整備交付金事業(社会資本)【再掲】	<p>道路に対するさまざまな地域課題に対応するため、計画的に未改良区間の改良や混雑区間の解消を行うなど、総合的な道路ネットワークの整備を進めます。</p>
道路整備交付金事業(防災・安全交付金)【再掲】	<p>地域住民の命と暮らしを守るため、計画的に未改良区間の改良、通学路の交通安全対策、橋梁の耐震対策を進めます。</p>
国補土砂対策事業(道路整備)	<p>土砂災害の発生による道路交通の寸断を防ぐため、砂防事業と連携して土砂災害対策を進めます。</p>
国補土砂対策事業(道路維持)	<p>道路法面の崩落や落石などの災害を未然に防止し、道路を安全・安心に通行できるよう対策を実施します。</p>
地方道路整備(改築)事業【再掲】	<p>道路幅員狭小、線形不良など緊急に対応が必要な県管理道路の整備や橋梁の耐震対策を行うことにより、地域の実情に即した道路整備を実施するため、早期に事業効果が発現できる部分的な改良など柔軟な手法を取り入れた整備にも取り組みます。</p>

道路維持交付金事業 (災害防除)	道路法面の崩落や落石などの災害を未然に防止し、道路を安全・安心に通行できるよう対策を実施します。
---------------------	--

○道路の防災力の強化にあたっては、住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図り、過疎地域とその他の地域および過疎地域内の交通の機能の確保、地域間の交流・連携の促進および地域生活の利便性の向上、安全性の確保をめざします。また、孤立地域の発生を未然に防止すること、円滑かつ確実な復旧・復興をめざします。

(5) 防災文化の醸成、地域防災ネットワークの活性化

事業名	事業内容
防災教育推進支援事業	子どもたちが災害発生時に適切な判断・行動ができる力を身につけ、学んだ内容を家庭でも共有できるよう、防災ノートを効果的に組み合わせた防災学習を推進します。
地域防災力向上支援事業	地震体験車の派遣や防災技術指導員による防災講話等により、県民の防災意識の醸成を図ります。
「みえ防災・減災センター」事業	<p>「みえ防災・減災センター」において、みえ防災コーディネーター等の防災人材の育成・活用や、シンポジウム・研修会、みえ防災・減災アーカイブ等を活用して県民の防災意識の醸成を図るとともに、近年の災害を題材とした研修の開催等により、企業や市町・自主防災組織等の活動を支援します。</p> <p>また、若年層の防災意識の向上を図るため、地域の防災活動に主体的に取り組む「みえ学生防災啓発サポーター」として県内の学生を育成するとともに、サポーターが自らの活動を情報発信することにより、地域の防災活動への若者の参画を促進します。</p>

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上および増進

(1) 子どもの豊かで健やかな育ちを支える環境の確保

事業名	事業内容
私立幼稚園等振興補助金	私立幼稚園や認定こども園に対して、幼児教育の水準の維持向上および幼稚園等の経営基盤の安定化等を図ります。また、幼稚園教諭の処遇改善に取り組みます。
認定こども園等整備事業	認定こども園等の環境整備を行うとともに、教育の質の向上を図るための研修を実施します。また、認定こども園や幼稚園において、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制の整備を図ります。
放課後児童対策事業費補助金	保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図り、適切な遊びや生活の場を確保するため、放課後児童クラブの設置や運営への支援を行います。
出産・育児まるっとサポートみえ推進事業	妊娠出産期から子育て期までのライフステージに応じた母子保健のさまざまな課題に対して、切れ目のない支援を推進することにより、親と子およびその家族が健やかに暮らせる地域づくりについて支援します。
子どもの育ちの推進事業	「子どもの育ちへの支援」「子育て家庭への支援」など、県の基本的な子ども施策について定めた5か年計画「ありのままみえっこプラン」の進捗管理を行い、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進します。
みえ子ども・子育て応援総合補助金	子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対して補助を行います。
市町少子化対策交付金	国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、市町が実施する少子化対策に向けた取組を支援します。
みえの出逢い支援事業	みえ出逢いサポートセンターにおいて、結婚を望む人のニーズに応じたきめ細かな相談支援や情報提供を行うとともに、マッチングシステム「みえおすび」の運用や市町と連携したイベント等の実施により出会いの機会の創出に取り組みます。
不妊相談・治療支援事業	保険適用終了後の不妊治療への県独自の助成制度により、経済的負担の軽減に取り組みます。また、「三重県不妊専門相談センター」における相談対応や情報提供に加え、身近な地域での相談支援が可能となる体制を整備します。さらに、不妊治療と仕事の両立に向けて、当事者が働きやすい体制整備を行います。

児童虐待法的対応推進事業	児童虐待対応力の強化を図るため、「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づき、児童相談所職員等の専門性の向上を図るとともに、SNSを活用し、子ども等が相談しやすい環境づくりを進めます。
市町児童相談体制支援推進事業	市町との協議を定期的に実施し、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、「こども家庭センター」の運営の充実につながるよう、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。
家族再生・自立支援事業	施設等入所中から退所後まで一貫した相談支援体制の充実など、関係機関と連携し、社会的養護経験者への切れ目のない支援に取り組みます。
保育対策総合支援事業費補助金	市町の待機児童解消の取組を支援し、保育人材の確保や保育環境の整備等を進めることで、保育の質の向上や地域の実情に応じた保育体制の強化を図ります。

(2) 高齢者の保健・福祉の向上および増進

事業名	事業内容
高齢者健康・生きがいづくり支援事業	高齢者が健康で、生きがいをもって社会活動ができるよう、生活支援コーディネーターおよび就労的活動支援コーディネーターを養成する研修を実施するとともに、全国健康福祉祭(ねんりんピック)に三重県選手団を派遣します。
地域支援事業県交付金	地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の12.5%、包括的支援事業および任意事業に要する費用の19.25%を県が負担します。
認知症地域生活安心サポート事業	認知症サポーターの養成を行うとともに、その活動の促進に向け、サポーターを組織化して認知症の人や家族への支援につなげる仕組み(チームオレンジ)の構築に取り組む市町を支援します。また、市町における成年後見制度の利用促進に係る中核機関の設置の取組を促進するため、アドバイザーの派遣、研修会・報告会の開催に取り組みます。
地域包括ケア推進・支援事業	地域包括支援センターの機能強化や介護予防・自立支援の取組の推進に向け、研修や地域ケア会議へのアドバイザー派遣等を行います。
介護サービス基盤整備補助金	施設サービスを必要とする高齢者が、できるだけ円滑に入所できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を支援します。

介護保険サービス事業者・施設指定事業	<p>利用者が、希望する介護サービスを受けることができるよう、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および介護保険施設の指定(許可)等を行います。</p> <p>また、利用者が利用者本位の介護サービスを受けることができるよう、指定介護保険サービス事業者に対し助言・指導等を行います。</p>
福祉・介護人材確保対策事業	<p>若い世代に対し、福祉・介護の魅力を発信するとともに、離職者等に対する介護職員初任者研修を開催します。また、小規模事業所等の人材確保と定着を支援するため、アドバイザー派遣等を実施します。さらに、介護助手等普及推進員を配置し、介護助手希望者と介護保険事業所・施設等とのマッチング支援を行います。</p>
外国人介護人材確保対策事業	<p>外国人技能実習生等を対象とした介護技術の向上を図るための集合研修を行うとともに、外国人留学生の就労予定先の介護保険事業所・施設等が実施する奨学金制度を支援します。また、県内の介護施設等で就労を希望する外国人介護人材と受入れ希望施設等とのマッチングを支援するとともに、外国人介護職員とのコミュニケーション支援や、介護福祉士の資格取得のための学習支援等の取組を支援します。さらに、外国人介護人材の有望な送出国との関係構築に向けて、本県での就労をPRする現地セミナーの開催等に取り組みます。</p>

(3) 障がい者の保健・福祉の向上および自立と共生の促進

事業名	事業内容
障がい者相談支援体制強化事業	<p>各障害保健福祉圏域において、就業・生活相談を実施するとともに、県内全域を対象として自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等に関する専門性の高い相談事業を行います。</p>
市町地域生活支援事業補助金	<p>障がい児(者)の自立した生活を支援するため、市町が実施する障がい者や障がい児の保護者等からの相談支援事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、障がい者等の移動を支援する事業等を支援します。</p>
障がい者の地域移行受け皿整備事業	<p>障がい者の地域生活を支援するため、グループホームや就労定着支援、障がい者支援の拠点となる日中活動の場等の整備促進に取り組みます。</p>
障がい者就労支援事業	<p>福祉事業所への受注の仲介、販路開拓等を行う共同受注窓口の取組を支援するとともに、福祉事業所の経営改善等への支援を行うなど、障がい者の工賃等の向上を図り、地域における自立した生活の実現に取り組みます。</p>

障がい者社会参加促進事業	ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、さまざまな障がいのある人が地域の中で生活できるよう、また、生活の質的向上が図れるよう、生活訓練、情報支援、レクリエーション支援、普及啓発等の事業を総合的に実施することにより、障がい者に対する県民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進します。
--------------	---

8 医療の確保

(1) 医療分野の人材確保

事業名	事業内容
医師確保対策事業	医師の不足・偏在の解消を図るため、医師修学資金貸与制度の運用等により医師の確保に努めるとともに、高校生等を対象に地域医療の魅力を伝える機会を提供するなど、将来の地域医療を担う医師の確保・育成に取り組みます。
医師等キャリア形成支援事業	「三重県医師確保計画」に基づき、医師の偏在解消を図るため、三重県地域医療支援センターにおいて、地域枠医師をはじめとした医師修学資金貸与者等に対するキャリア支援や医師不足地域への医師派遣調整等に取り組みます。また、三重県地域医療研修センターにおいて、医学生・研修医に対して地域医療に関する実践的な研修を提供することで、将来、県内で地域医療に従事する医師の育成に取り組みます。
自治医科大学事業	へき地に勤務する医師を養成するために設置された自治医科大学の運営費を負担するとともに、自治医科大学を卒業した医師をへき地の病院・診療所に配置します。また、キャリアサポート制度の運用により県内定着を促進します。
ナースセンター事業	臨床現場から離れている潜在看護職員に対して、無料就業あっせんによる再就業支援を行うとともに、看護の魅力の普及啓発を通じて、医療機関等の看護職員不足の解消を図ります。
看護職員確保対策事業	看護職員の人材確保のための修学資金貸与、資質向上に向けた研修の実施に取り組みます。

(2) へき地医療対策

事業名	事業内容
地域医療対策事業	へき地医療を確保するため、代診医の派遣調整を行うへき地医療支援機構の運営を行うとともに、へき地医療拠点病院が実施する無医地区等への巡回診療に係る経費や、へき地診療所の運営に対して支援します。
救急・へき地医療施設設備整備費補助金	へき地診療所等の施設や医療機器の整備に要する経費について支援を行い、へき地等における医療提供体制を整備します。また、へき地におけるオンライン診療やICTを活用した診療支援の仕組みの導入を進める市町等を支援します。

<p>三次救急医療体制強化推進事業</p>	<p>重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航に必要な経費を支援します。</p>
<p>地域口腔ケアステーション機能充実事業</p>	<p>通院が困難な県民が、適切に口腔ケアや歯科治療を受けることができるよう、地域口腔ケアステーションと関係者等が連携して歯科保健医療を提供します。</p>

9 教育の振興

(1) 学校教育の充実

事業名	事業内容
<p>過疎地域の子どもたちに対する支援</p> <p>GIGAスクール構想支援体制整備事業【再掲】</p> <p>公立学校情報機器整備基金【再掲】</p> <p>ICTを活用した子ども一人ひとりの学びのつまずき克服事業</p>	<p>子どもの心身の健やかな成長に資するため、公益財団法人みずほ教育福祉財団より、全国のへき地や複式学級を有する小・中学校等に対し、運動具ならびに児童図書の寄贈を通じた教育設備助成事業を実施します。</p> <p>へき地における遠距離通学の負担軽減に向けて、国の補助金等に係る情報提供を行うとともに、補助対象児童生徒の通学距離条件の緩和や補助対象期間の延長について、国へ要望していきます。</p> <p>各県立学校において、情報教育を一層充実させるとともに、情報機器を活用した学びの質の維持・向上を図ることにより、新しい時代に必要とされる生徒の資質・能力の伸長を図り、社会の変化に対応できる人づくりを推進します。</p> <p>高校生が希望する進路を実現できるよう、地域にある唯一の高校や小規模校等を対象に、ICTを活用して多様で専門性の高い教科・科目の授業を遠隔で配信していく予定です。令和7年度から令和8年度にかけては、県総合教育センター内への遠隔授業配信センターの整備や先進自治体の取組についての調査・研究および県立学校へのテスト配信等の準備を進め、令和9年度からは本格的に遠隔授業の配信に取り組みます。</p> <p>また公立小中学校においても、1人1台端末、電子黒板等の大型提示装置や無線LAN環境の整備等、ICT環境整備に関する市町の取組を支援します。さらに、1人1台端末等を用いた効果的な指導方法の充実を図るため、先進校視察やICT活用研修を実施することで、学校におけるICTの効果的な活用を進め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた、主体的・対話的で深い学びの実現をめざします。</p> <p>みえスタディ・チェックをCBT(Computer Based Testing、児童生徒が1人1台端末を用いて解答する調査方法)で実施します。児童生徒は解答後すぐに正解・不正解を確認し、正解の場合はさらに難しい問題を、不正解の場合は学習内容を遡った問題を学習端末に提供することで、一人ひとりの定着度に合わせた学習ができるようにします。</p> <p>みえスタディ・チェックの実施にあわせて、学習や生活等に係る質問調査を実施し、その結果を分析して、早い段階から、課題の改善に向けて市町や学校の状況に応じた支援を行い、学習習慣等の確立につなげます。</p>

地域と学校の連携・協働体制構築事業	<p>学校と家庭・地域が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制を整えます。</p> <p>「地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座」「フォローアップ講座」「次世代の家庭・学校・地域創生フォーラム」を開催し、学校と連携・協働して、より多くの地域住民や団体等が子どもたちの学びや成長を応援する活動に参画するための基盤を整備していきます。</p>
-------------------	---

(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

事業名	事業内容
国庫補助活用に係る市町等への支援	<p>市町等が地域の実情に応じた施設・設備の整備を円滑に進められるよう、国に対して財政支援制度の拡充を要望するとともに、市町等に対して国庫補助活用に係る情報提供・助言を行います。</p>
子どもと本をつなぐ環境整備促進事業	<p>第五次三重県子ども読書活動推進計画「本よもうねっとプラン」でめざす「多様な子どもがたくさんの本と出会う機会づくり」のために、団体や企業、学校、行政などの多様な主体が連携・協働するネットワーク「本よもうねっとMIE」をコーディネートし、社会全体で読書活動を連携する気運を醸成します。</p>
GIGAスクール構想支援体制整備事業【再掲】 公立学校情報機器整備基金【再掲】	<p>子どもたちにとってより効果的な学びの実現をめざし、1人1台端末、無線LAN環境の整備等、ICT環境整備に関する市町の取組を支援します。</p>
廃校施設の活用に係る市町等への支援	<p>有効活用を希望する廃校施設情報の文部科学省ホームページへの掲載や、同省主催の廃校活用推進イベントへの参加案内等について、市町等へ情報提供を行います。</p>

(3) 体育施設、社会教育施設等の整備と活用

事業名	事業内容
県立学校体育施設開放事業	<p>県民がスポーツに親しめるようにするとともに、地域コミュニティの活性化に向け、県立学校の体育施設を開放します。</p>
社会教育推進体制整備事業	<p>社会教育の振興および公民館等の社会教育施設の活用の促進を図るため、市町における社会教育委員や社会教育担当職員等を対象に「地域力活性化促進講習」や「各市町公民館等担当者会議」を実施し、研修や情報交換を行います。また、地域課題の解決に資する人材育成のために「コーディネーター養成講座」や「フォローアップ講座」を実施し、</p>

	学習機会の提供や住民の主体的な学びを地域の活性化につなげるコーディネート機能を高めます。
--	--

(4) 郷土教育等の推進

事業名	事業内容
郷土を題材とした学習活動推進事業【再掲】	郷土について誇りと愛着を感じ、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、小中学生が学校や地域の課題について地域を学びの場とし、調査活動等、他者と協働しながら解決策を考え、提案する学習活動を支援するとともに、その成果を発表する実践発表会を実施します。

10 集落の整備

(1) 集落の再編整備および維持・活性化の取組

事業名	事業内容
地域活性化支援事業	過疎地域等条件不利地域において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う住民の身近な生活課題の解決や地域の特色を生かした活性化のための新たな取組に対して支援します。
集落支援員を中心とした取組への支援	過疎地域等の集落において、市町が集落支援員を中心とした集落の維持・活性化に向けた取組を効果的に進めることができるよう、助言や支援を行います。また、必要に応じて過疎地域等政策支援員を設置するなどし、集落の整備をはじめとする市町の各種施策の企画立案、助言等の支援を行います。
地域における移動手段の確保に向けた総合対策事業【再掲】	地域における高齢者や若者等の移動手段の確保を図るため、市町の効果的な交通施策立案に向けた伴走型支援を行うとともに、地域の実情に応じて市町が交通空白地等で実施するデマンド交通や公共ライドシェア等の新たな移動サービスの導入を調査から実証、定着まで切れ目なく支援します。
国補公共事業（県営中山間地域総合整備事業）【再掲】	自然的、社会的、経済的諸条件に恵まれない中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、地域の特性に応じた生産および生活環境の基盤を総合的に整備し、地域の立地条件に適応した活力ある農業の確立と快適で住みよい農村づくりを行います。
地域おこし協力隊サポート事業【再掲】	都市地域から過疎地域等の条件不利地域へ移り住み、一定期間、地域協力活動を行う地域おこし協力隊の将来的な定住・定着の促進に向けて、隊員や隊員受入市町への研修等の開催によるサポートを展開します。
移住者を受け入れる態勢の充実支援事業【再掲】	県と市町の連携を深め、移住希望者のニーズや移住促進に向けた課題や効果的な手法等について情報共有する担当者会議や研修会を実施します。また、東京23区の在住者または東京圏在住で23区への通勤者で、三重県に移住・就職した人等を対象に、市町と連携して移住支援金を支給します。
多様な人材が集う「賑わい」の維持・創出事業【再掲】	第一次産業等の体験により、地域の魅力や課題を知る機会を提供し、関係人口の創出につなげます。また、地域で活躍する人々が取組発表や意見交換を行う連続講座を開催し、地域や世代の垣根を超えたネットワークを形成します。

南部地域の関係人口コーディネート事業【再掲】	南部地域における地域内人材の広域連携を強化するための情報収集や関係性構築に取り組むとともに、都市部の関係人口への情報発信や関わりたい取組などの情報収集を行うコーディネーター（関係案内人）を配置します。
------------------------	--

11 地域文化の振興等

(1) 多様な文化的所産の保存および活用

事業名	事業内容
文化財保存管理事業	三重県内の貴重な文化財を調査し、文化財保護審議会の審議を通じて、指定等の適切な保存措置を講じるとともに、文化財についての情報発信を行います。また、指定されている文化財が適切に保存されるよう巡視を行います。
地域文化財総合活性化事業	国・県指定等文化財の所有者等が行う修復等の保存事業に対して、必要な経費についての支援を行います。
東紀州地域活性化推進事業	熊野古道の関係者が一堂に会して意見交換等を行う「熊野古道協働会議」を通じて、古道の保全と活用に向けて取り組みます。また、熊野古道の保全・活用に関わる多くの人びとの意見を伺います。
無形民俗文化財を後世へ伝える取組	継承が困難な祭り等の無形民俗文化財についての映像等を、ホームページや、YouTube、Facebook等で情報発信を行います。

(2) 地域文化の振興

事業名	事業内容
文化創造活動支援事業	県内全域で多様で自立的な活動が継続して実施される状態を創出するため、芸術文化のほか、地域や生活に関わる文化なども含めた幅広い文化事業について、県のホームページやSNSを通じた情報発信等の支援を行います。
地域文化財総合活性化事業【再掲】	国・県指定等文化財の公開活用や普及啓発事業等に対して、必要な経費についての支援を行います。
総合博物館展示等事業（アウトリーチ活動・調査研究・資料収集管理・交流創造活動・展示企画運用）	地域の自然、歴史的・文化的資産の掘り起こし、再評価につながる、フィールドワークや文化財調査など、調査・研究活動を行い、その成果を展示や報告書等を通して地域に還元するとともに、地域の自然・歴史・文化を学ぶ機会として、学芸員講座などのアウトリーチ活動を行います。 文化財等の保存、自然環境ならびに生物多様性の保全等に関する指導・助言など、専門分野を生かした協力支援活動を行うとともに、出前授業や探究的学習支援など、県内の学校と連携を図ります。
三重県図書館資料活用事業費および学びの拠点活用支援事業	「三重県立図書館運営計画」（令和7年度～令和10年度）に基づき、県立図書館として県内図書館のネットワークを支え、すべての県民に図書館サービスを提供します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進

事業名	事業内容
新エネルギー導入促進事業	「三重県新エネルギービジョン」に基づき、多様な主体の協創による、新エネルギーの導入促進、省エネの推進、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくり、環境・エネルギー関連産業の振興等に取り組みます。また、太陽光発電事業者に保守点検の重要性を理解してもらい、適切な保守管理を促すこと、および太陽光発電設備の保守点検を行うことができる事業者の育成を目的とした研修を実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 脱炭素化および自然環境の保全と再生

事業名	事業内容
脱炭素社会推進事業	<p>脱炭素社会の実現に向け、県民、事業者、市町等のさまざまな主体と連携し、国が進める省エネ家電、次世代自動車、省エネ住宅、自家消費型太陽光発電設備等の導入促進、再配達防止等の「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)」の県内での展開を図り、その定着を促進します。</p> <p>また、市町等における地球温暖化対策の取組を促進するとともに、脱炭素に率先して取り組む市町や事業者への取組支援等を通して、地域脱炭素社会づくりの取組を推進します。</p>
野生生物保護事業	<p>生物多様性の保全を進めるため、希少性の高い野生生物について生息状況の把握、保全活動を行うほか、開発等の人為的な影響との調整を図るとともに、自然環境保全指導員を配置します。また、生物多様性の保全を推進し、生態系ネットワークの形成に必要な自然共生サイトの拡大を促進するため、その保全活動や普及啓発に取り組みます。さらに、野生生物の保護や外来生物対策に係る普及啓発等を行うとともに、野鳥の鳥インフルエンザに係る調査を実施し、関係機関との情報共有に努めます。</p>

(2) スポーツの推進

事業名	事業内容
地域スポーツ推進事業	<p>スポーツ推進月間を設定し、スポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成を図り、成人の運動・スポーツ実施率の向上をめざします。</p>
地域スポーツイベント開催事業	<p>各競技団体等と連携して、より多くの県民の皆さんにスポーツ・レクリエーションの機会を提供できるよう取り組みます。</p>
レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業	<p>三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて積み上げたレガシー(競技施設、競技役員・ボランティア・選手などの人材等)の活用により、スポーツの振興や地域の活性化を図ります。また、大規模大会等の誘致・開催とあわせて各種スポーツ教室などの競技普及などを支援することにより、スポーツを軸にした交流と活気にあふれる人づくり、まちづくりにつなげます。</p>
障がい者スポーツ推進事業	<p>障がいのある人への運動・スポーツの機会の提供や、障がい者スポーツを支える人材の育成など、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。</p>

(3) 連携・協働による地域づくり

事業名	事業内容
地域づくり調整事業	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、住民に最も身近な自治体である市町との連携を強化して、市町や地域の実情に応じた地域づくりの支援等に取り組みます。
南部地域活性化推進事業（総合調整事業）	関係市町や有識者と南部地域の活性化に向けた協議や情報共有、意見交換を行うため協議会等を開催します。
南部地域活性化基金支援事業	南部地域活性化基金を活用し、南部地域における若者の定着・人口還流や地域産業の活力向上、賑わいのある南部地域に向けた事業に連携して取り組む市町を支援します。
持続可能な地域コミュニティづくり推進事業	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用し、住民が主体となった地域コミュニティづくりがより多くの地域に広がるよう取り組むとともに、若者の力を地域コミュニティの活性化に生かすための取組を進めます。

特定地域づくり事業協同組合について

おぐにマルチワーク事業協同組合（山形県）と三重県内の事例

活動の概要

マルチワークで実現する若者と地域のそれぞれの未来

山形県小国町に拠点を置く「おぐにマルチワーク事業協同組合」（愛称：おぐマル）は、令和3年に設立された特定地域づくり事業協同組合（次頁解説参照）です。町の面積の約94%を林野が占めるこの地域には、古くから季節に応じて多様な仕事を組み合わせる「生業（なりわい）」の文化が根付いていました。組合はこの文化を現代の働き方に適応させ、地域の担い手を確保することを目指しています。

現在、農業や酒造業、製造業、宿泊業など町内19の事業者が組合員として参加しています。組合は移住者を中心とした若者を正社員として雇用し、季節や繁閑に合わせて複数の事業所へ派遣することで、年間を通じた安定雇用を実現しています。

おぐマルの大きな特徴は、単なる人手不足の解消にとどまらず、若者の「自分らしい生き方」やキャリア形成を支援する点にあります。職員は3ヶ月ごとに異なる業種を経験したりして地域との繋がりを広げ、将来的な起業や事業承継の足掛かりとしてこの仕組みを活用しています。地域おこし協力隊の卒業生が中心となって立ち上げたこの試みは、新しい人の流れを定着へと繋げる、過疎地域の新たな社会基盤となっています。



酒蔵を改装したサクラガワカモスクエア



おぐマル事務局長吉田悠斗さん

地域との関係

持続可能な「地域経営体」の設計図

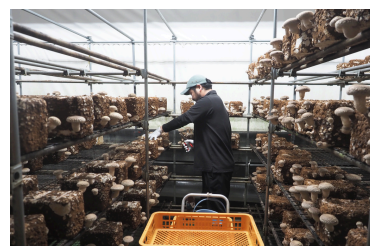
特定地域づくり事業協同組合が持続可能になるためには、公的支援に依存しすぎない「地域経営体」としての自立が不可欠です。税制や会計基準の差異を理解した上で、派遣先企業から得る適切な利用料（マージン）を設定し、将来的に補助金なしでも事務局を維持できる経営計画を立てることが重要です。

こうした経済的自立を支える土台となるのが、地域社会との深い結び付きです。おぐマルは人材派遣だけにとどまらず、自治体から水路清掃や移住相談、空き家管理などの事業を受託し、地域コミュニティの維持活動において重要な役割を担っています。特筆すべきは、職員が地元の祭りや共同作業にお金を介さないボランティアとして参加している点です。あえて「仕事」としての枠を超えて関わることで、地元住民と同じ目線で語り合えるフラットな信頼関係が生まれます。外部からこの町を選んだ若者の存在を通して地元住民が自らの町に誇りを持つ契機ともなっています。経済的な自立と地域内での確かな役割、この両輪が揃うことで組合は単なる人材派遣組織ではなく、地域を支える不可欠な社会基盤へと進化していきます。

過疎地域に参入する外部人材は、労働力の補填にとどまらず、地域の産業や意識を更新する「アップデート装置」としての役割を担います。おぐマルでは、長年熟練者の「勘」や「背中を見て覚える」文化に頼ってきた温泉旅館や酒造業の業務を若者目線でマニュアル化し、標準化する取り組みを行いました。これは派遣職員が早期に戦力化するだけでなく、地域事業者の経営体質を近代化させ、地元の若者やアルバイトも働きやすい環境を整える「経営コンサルティング」的な効果を生んでいます。

また、受入れ側の意識変革も進んでいます。一人の職員が週6日勤務することを前提としていた工場が、マルチワーカーのために「週3日ずつ2人で分担」する柔軟な体制を導入した事例もあります。こうした変革により、地域産業は現代の多様な働き方を求める若者が選ぶ「魅力ある職場」へと進化しつつあります。

若者にとってのマルチワークは複数の業種を試行錯誤する「キャリアの実験場」です。副業でスパイスカレー屋を開業したり、スキルを活かして建築設計業務を請け負ったりと、若者は地域での自己実現を追求しています。自らこの町を選んだ彼らが地域の魅力を再発見し、肯定的に伝えることで地元住民にも町への誇り（シビックプライド）が再醸成される。このポジティブな循環こそが人口減少社会における地域再生の真の原動力となる可能性を秘めています。



小国で働くマルチワーカー

特定地域づくり事業協同組合とは？

特定地域づくり事業協同組合とは「地域人口の急減に直面している地域で、地域産業の担い手不足に対応するため、域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る事業協同組合」です。

（総務省動画チャンネル「特定地域づくり事業協同組合制度って何？～制度編～」より）

松阪市香肌地域づくり協同組合

松阪市の飯南・飯高地域を拠点とする「松阪市香肌地域づくり協同組合」は、地域の担い手確保と移住促進に取り組む組織です。農業や林業、宿泊業など19の事業者が加盟しており、職員が複数の職場を経験しながら、年間を通じて安定して働ける環境を提供しています。併せて空き家バンクの運営等も市から受託しており、仕事と住まいの双方を整えることで地域で暮らしたいと考える人々の歩みを支えています。



松阪市香肌地域づくり協同組合

今回の調査にご協力いただいた方

- おぐにマルチワーク事業協同組合 事務局長 吉田悠斗さん

熊野市における過疎地域の現状と集落支援員の取り組み

熊野市西山地区

集落の概要

雲海と歴史が彩る山里、高齢化率77%でも外に開かれた「むら」



赤木城と雲海（撮影：外園さん）



畑地商店の畑地智恵子さん（中央）
集落支援員外園さん（右）と筆者

西山地区は熊野市中心部から車で約40分、赤木、長尾、平谷、小森の4地区からなる山間地域です。115世帯、人口146人、高齢化率が77.3%（注1）のいわゆる限界集落（注2）と呼ばれる地域です。かつては林業で栄え、1980年代には先駆的に山村留学を受け入れるなど外部の人を受け入れてきた地域でもあります。現在でも商店が2軒、郵便局に加え、なんとスナックもあります。商店は地域の方々の憩いの場となっており、名物のお母さんが出迎えてくれます。地域には市役所の出張所があり、生活改善センターを兼ねており、地域の皆さんが集まる場所としても活用されています。

（注1）熊野市集落支援員の外園さん提供資料より。

（注2）一般的に高齢化率が50%を超えると限界集落と呼ばれます。

集落の現状と未来

深刻な獣害、移動の手段と新しい動き

生活インフラ面では上記の商店2軒や郵便局に加え、近年は移住者が開店したパン屋や蕎麦屋が、ネットを通じて市外から客を呼び込む新たな動きを生み出しています。交通については、路線バスからデマンドタクシーへの移行当初こそ予約への戸惑いが見られたものの、現在は高齢者の間でも利用が定着し、病院や買い物といった生活に密着した移動手段として機能しています。

しかし、持続可能性の観点では深刻な課題も浮き彫りになっています。特にシカやクマによる鳥獣被害は、農業継続の意欲を削ぐ最大の要因となっており、耕作を断念する住民が後を絶ちません。また高齢化に伴い、地域のアイデンティティである盆踊りや共同作業の維持が困難になるなど、コミュニティ機能の低下が進んでいるのが現状です。市が掲げる「自助・互助・公助」の理念において、公的支援がどこまで介入できるかという問いに対し、今後は従来の「維持」だけでなく、移住者や関係人口を交えた「新しい互助」の形を戦略的に構築していくことを考える時期に来ているのかもしれません。



赤木城から集落を望む



調査にご協力いただいた福岡さん（左）
と集落支援員外園さん（右）

西山地区で活動する集落支援員の外園淳一（愛称：「その」）さんは、地域おこし協力隊を経て、「地域のなんでも屋」として行政と現場を繋いでいます。その活動は、高齢者の見守りや草刈りといった「地域の維持」と、ワークキャンプ開催等を通じた「活性化」の両輪で構成されています。特筆すべきは、10年間で24回開催された国際ワークキャンプ※です。国内外の若者が訪れることで80代の住民が海外から訪れた方と交流するなど、地区に大きな刺激と活気を与えています。また在住者だけでなく、転出者にも届けている「西山通信」や「西山新聞」の発行により、住民や地区出身者との繋がりを維持しています。

しかし、そのさんはこれらの活動が単なる「地域の延命治療」に終わってはいけないと考えています。共有したい視点は、集落には一定の「寿命」があるという現実。その上で「いつまで、誰のために支援を続けるのか」という本質的な問いです。支援員の役割は、単に終わりを遅らせることではなく、住民が最後まで豊かな生活を送れるよう伴走し、地域の「QOL（クオリティオブライフ）」を高めることだと考えているそうです。



国際ワークキャンプの様子

※国際ワークキャンプ…「世界中から集まったボランティア達が共に暮らしながら、住民の方々と共に活動する「合宿型のボランティア」のことです。日本を含め、約70ヶ国で年間3,000回で開催されています。」
（国際ボランティアNGO「NICE」のWEBページより）

住民の声

- 以前は西山地区だけで200人以上の人口がありましたが、すっかり人口も減り、今はシカやクマによる深刻な鳥獣被害が一番の悩みです。対策の負担から農業を諦める人も増えてはいますが、移住者のパン屋さんや蕎麦屋さんが賑わい、外国人が盆踊りに参加してくれるなど、新しい動きに元気をもらっています。
- 集落支援員の存在は大きく、80歳を過ぎても多様な人と出会い刺激を受けられるのは、地域の開放的な風土のおかげでもあると感じています。

行政の声

- 外園さんは、見守りや草刈りによる「維持」と、ワークキャンプや情報発信による「交流」を連動させて取り組み、行政だけでは届きにくい暮らしの課題を丁寧に支えています。国内外の若者を継続的に呼び込み、住民の誇りや生きがいを生む実践は極めて価値が高いと感じています。さらに移住支援にも従事しており、パン屋や蕎麦屋を開業した移住者の西山地区への移住・定住を後押しするなど、地域の活性化にも寄与されています。

今回の調査にご協力いただいた方

- 赤木城とふるさとの会 会長 福岡淳史さん
- 熊野市集落支援員 外園 淳一 さん

上越市における過疎地域の現状とその暮らしを支えるNPO法人などの活動 上越市西横山地区・中ノ俣地区（新潟県）

集落の概要

海から駆け上る谷筋に息づく、西横山・中ノ俣の暮らし

新潟県上越市の山間部に位置する西横山地区と中ノ俣地区は、共に厳しい自然環境と共生してきた集落です。西横山地区は人口38人、世帯数は16世帯（現地聞き取り）となっています。こうした小規模な集落は谷筋の「猫の額」ほどの土地を耕す暮らしを送ってきました。一方の中ノ俣地区も険しい地形にありながら、古くから外部との交流を重ね、農業や文化、そして景観の維持等に強い意志を持って取り組んできました。



調査にご協力いただいた岩片さんご夫妻

両地区に共通するのは、冬場の積雪が4メートルにも達することがある豪雪地帯であるという地理的条件です。西横山には江戸時代の文献では26戸、50年前には21戸といった世帯数の記録があり、急激な減少こそ免れてきましたが、少子高齢化は着実に進行しています。かつては冬になると主要道路から自宅まで雪中を歩かなければならなかった歴史があり、その過酷な環境が集落独自の生活様式と強固な共同体を育んできました。自分たちの土地や文化を守り抜こうとする住民の精神性は、今もなお集落の佇まいや伝統文化に深く刻まれています。人口減少という現実と向き合いながら、伝統や景観を繋ごうとする両地区の姿は、中山間地域における生活の根源的な在り方を示唆しています。



融雪のための池

集落の現状と未来

「2.5メートルまでは日常、3メートルを超えるとちょっと緊張するかな」

現在の生活における最大の変化は、除雪体制の充実です。積雪は、地域の弱点を顕在化させます。特に除雪が行き届かない場所は地域の「弱点」といえるでしょう。西横山では、地域密着の建設業者によるきめ細やかな市道除雪が行われるようになり、かつては雪の中を歩いて自宅へ向かっていた過酷な環境が随分改善されたそうです。



「茶飲み」は長い冬の楽しみの一つ

一方で、集落の維持には住民による共同作業がやはり今も欠かせません。西横山では「結（ゆい）」の精神に基づき、そして側溝清掃や神社の掃除などに町内会費から日当を出すなどの工夫もしながら継続されています。中ノ俣では限られた人口の中でも「自分たちで何とかしよう」という強い意志を持ち、市内外の人々と交流を重ね、農業や景観を維持する取組を積極的に行っています。中ノ俣の人々は、人と自然が「共に生きる」知恵を大切にしています。しかし、将来への懸念は依然として深刻です。耕作効率の悪い農地は次第に放置され、林野へと姿を変えつつあります。中ノ俣のように危機感を持って対策を講じる動きがある一方で、10年後の集落の姿に対する不安や、小学校の存続を巡る地域内の意識の温度差など、周辺多くの地域をも含め解決すべき課題も多く残されています。行政による公助も行き届いていますが、住民は「まずは自分たちの力で何とかする」という自立の意識を持ちながら、コミュニティの限界と向き合っている状況にあります。

地域の支援活動を担う中心的な存在として、NPO法人「かみえちご山里ファン倶楽部」が挙げられます。このNPO法人は西横山、中ノ俣を含む地域を拠点に、伝統行事の記録や再現、棚田や古民家の再生、空き家を活用したカフェや宿泊施設の運営など、「まかない（自給力）」を軸とした地域づくりを支援しています。

こういった地域づくりを支援するNPOの活動の他に特に中ノ俣で冬場の暮らしを守る地域住民で組織する「保安要員」の存在も重要です。その業務は非常に多岐にわたります。主要道路の除雪補助や公共施設の管理、消火栓の掘り出しといった生活基盤の管理に加え、独居高齢者世帯の見守りや除雪支援、空き家・危険箇所の巡視、急病患者が発生した際の輸送協力や往診医師の送迎支援などにも活躍しています。また、町内会長も毎日の積雪量や気温の観測・報告といった、行政がカバーしきれない細やかな役割を担っています。日々の河川巡視や倒木への対応など、集落の安全を住民目線で守り続ける保安要員、そして町内会長の存在は過酷な環境下で自立的な生活を継続するために不可欠です。しかし、その「保安要員」についてもメンバーの高齢化が課題といえます。

積雪2.5メートルは日常でも、さすがに一晩で1メートル降ると玄関が開かずパニックになってしまうとのことです。近年は雪が重く、除雪機を大型のものに更新したとのこと。まとまった積雪があると深夜2時に麓から業者の方が除雪に出動するそうです。それでも任せっぱなしではなく、ゴミ集積所が雪に埋もれ、除雪車がぶつかってしまわないように自分たちで掘り出すこと。逆に雪が少ないと春の農業用水が不足する懸念があること。厄介者でもありながら恵みをもたらす雪という存在を暮らしの一部として捉えていらっしゃいました。



かみえちご山里ファン倶楽部
三浦絵里さん



除雪作業（撮影：三浦さん）

住民の声

- 以前は雪が降ると県道沿いの車庫まで歩く生活でしたが、今は地域密着の業者さんによるきめ細かな除雪のおかげで、冬でも自宅前まで車で入ることができるようになりました。
- 高齢化が進み、将来への不安もあります。しかし行政に頼るだけでなく、まずは自分たちの力で地域を守るという自立の精神を大切にしながら繋がりを維持し、誇りを持ってこの土地で住み続けたいです。

行政の声

- 市では、過疎地域はその農地や森林の適切な管理を通じて、下流域の土砂災害や水害の防止、水源かん養、安全・安心な食料の供給といった役割を果たしており、その多面的な機能は市民全体の安全・安心な生活に寄与するものであるとの認識の下、上越市過疎地域持続的発展計画に基づき様々な取組を行っています。
- コラムに掲載されている中ノ俣地区では、住民によるミニ新聞とお弁当昼食会の取組が、国土交通省による令和7年度「地域づくり表彰」において全国地域づくり推進協議会会長賞を受賞することができました。地区では、コラムにもある「自分たちで何とかしよう」という意志の下、これからも取組を続けていこうと張り切っており、市では過疎地域の持続的発展に向け引き続き取り組んでまいります。

今回の調査にご協力いただいた方

- 西横山地区：岩片克己さん
- NPO法人かみえちご山里ファン倶楽部：三浦絵里さん
- 中ノ俣地区：山崎正雄さん、山崎サキ江さん、石川正一さん、石川美恵子さん

三重県過疎地域持続的発展計画

令和8年6月

三重県地域連携・交通部 地域づくり推進課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話 059-224-2351

FAX 059-224-2219